

令和8年度 大阪市港区国民健康保険料の徴収及び滞納整理等事務職員採用試験要項

大阪市港区役所で国民健康保険料の徴収及び滞納整理等事務に従事する会計年度任用職員を募集します。

1 試験区分、募集人数、応募資格、任用期間

試験区分	募集人数	応募資格	任用期間
区分1 国民健康保険料の徴収及び滞納整理等事務職員 (リーダーとしての役割を担う者)	1名	<p>次の各項目のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none">次のいずれかの業務従事経験を概ね2年以上有する者、もしくは同等の経験を有する者。 【国民健康保険業務】 【各種徴収金の収納業務（債権回収業務）】 【自治体窓口における相談業務】パソコン（Word、Excel等）の基本的な操作ができる者。地方公務員法第16条（次格条項）に該当しない者。	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）
区分2 国民健康保険料徴収関係窓口等業務	若干名	<p>次の各項目のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none">国民健康保険料あるいは、各種徴収金の収納業務（債権回収業務）経験や自治体窓口における従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者。パソコン（Word、Excel等）の基本的な操作ができる者。地方公務員法第16条（次格条項）に該当しない者。	

※ 区分1、区分2の併願が可能です。（各区分の応募資格を全て満たす方に限ります。）

※ 年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

（参考）

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（次格条項）

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 業務内容

- (1) 区分1 国民健康保険料の徴収及び滞納整理等事務職員（リーダーとしての役割を担う者）
- ア 保険料徴収に関する補助事務
 - イ 書類等の送付に関する補助事務
 - ウ 窓口及び電話による問い合わせへの対応
 - エ 国民健康保険料の徴収及び滞納整理等事務職員の業務遂行に関する連絡調整
 - オ 他の会計年度任用職員への助言等
 - カ その他国民健康保険料の徴収及び滞納整理等事務に関する業務
- (2) 区分2 国民健康保険料徴収関係窓口等業務
- ア 区役所窓口における保険料等の徴収及び還付事務
 - イ 口座振替受付事務
 - ウ 納付書や通知書等の各種帳票作成、データ入力事務
 - エ 納付書等発送補助事務
 - オ 電話による問い合わせへの対応
 - カ その他保険料等徴収に関する事務

3 勤務条件等

- (1) 勤務時間・日数
- ・ 午前9時から午後5時15分まで又は、午前9時15分から午後5時30分までの7時間30分
(休憩時間45分)
 - ・ 週4日(30時間)
※ 金曜日の延長開庁(午後5時30分から午後7時)の対応及び日曜開庁(毎月第4日曜日の午前9時から午後5時30分)等の対応により、指定された勤務時間・休日を変更する場合があります。
- (2) 休日
- ア 日曜日及び土曜日
 - イ 月曜日から金曜日までの日のうち、所属長の指定する1日
 - ウ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - エ 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 勤務場所
- 大阪市港区市岡1丁目15番25号 大阪市港区役所
- (4) 報酬等
- ア 区分1

報酬(月額)	176,436円～222,372円
期末勤勉手当(6月、12月に支給)	642,887円～816,266円(6月、12月の合計額)
年収見込	2,760,119円～3,484,730円

イ 区分2

報酬（月額）	176,436円～196,620円
期末勤勉手当（6月、12月に支給）	642,887円～716,432円（6月、12月の合計額）
年収見込	2,760,119円～3,075,872円

- ※ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。
- ※ 上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。
- ※ 上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（5）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・育児参加休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・ドナー休暇・子の看護休暇※1・短期介護休暇※1 <p>(※1) 別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

（6）社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

（7）服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

當利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（8）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

4 選考方法

筆記試験及び面接試験により選考します。

（1）筆記試験

応募時に筆記試験を実施します。下記のテーマで小論文を作成し、所定の申込書等とあわせて提出してください。

ア テーマ

「徵収業務を担当する職員としての心構えについて、これまでの経験を踏まえ、あなたの考えを述べなさい」について、400字程度で記載してください。

イ 様式

大阪市港区国民健康保険料徵収及び滞納整理等事務職員採用筆記試験解答用紙

※ 様式はホームページからダウンロードするか、「9問合せ先」まで受け取りに来てください。

(2) 面接試験

上記、申込者を対象に令和8年2月10日（火曜日）に面接試験を実施します。

※ 場所及び時間については、受験案内により通知します。

5 申込方法

次の書類を郵便等にて送付するか持参してください。

(1) 必要書類

書類名	通数
ア 大阪市会計年度任用職員採用申込書（港区国民健康保険料の徵収及び滞納整理等事務職員） ※ 過去3ヵ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。	1通
イ 申し立て書	1通
ウ 大阪市港区国民健康保険料徵収及び滞納整理等事務職員採用筆記試験解答用紙	1通
エ 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） ※ 必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。	1通

※ 書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

※ 上記アからウは本市所定の様式に限ります。「9問合せ先」まで受け取りに来ていただくか、大阪市港区役所ホームページから取得してください。

(2) 申込受付期間

令和8年1月9日（金曜日）から令和8年1月30日（金曜日）

【持参の場合】上記期間の午前9時から午後5時30分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

【郵便等の場合】令和8年1月30日（金曜日）必着（当日消印ではなく必着です）

(3) 提出先

〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25

港区役所窓口サービス課 保険年金・管理グループ（1階15番窓口）

※ 郵便等の場合は、必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で送付してください。また、料金不足の場合は受け付けません。

※ 「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付（持参）してください。

6 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年2月3日（火曜日）以降に送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年2月9日（月曜日）午後1時までに受験案内が届かない場合は、速やかに「9問

合せ先」まで連絡してください。

7 結果の発表

合否については、令和8年2月12日（木曜日）付け（予定）で受験者に通知します。
なお、電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

8 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 試験当日、特別な事情もなく開始時刻に遅刻した場合は、受験することができません。
- (3) 受験者の成績が一定基準に達しない場合は、合格者が不在となることがあります。
- (4) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (5) 本案件については、令和8年度の予算発効をもって有効とします。

9 問合せ先

大阪市港区役所窓口サービス課（保険年金・管理グループ）

〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25

電話：06-6576-9946 ファックス：06-6576-9991

【担当】裏住、松浦

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。
（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと